

○匝瑳市障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱

平成20年3月25日

告示第21号

改正 平成22年6月21日告示第36号

平成24年7月4日告示第65号

令和3年6月30日告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者に対して自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮運転免許を除く。）をいう。以下「運転免許」という。）の取得に要する経費を助成することにより、障害者の自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下「就労等」という。）を促進するため、当該障害者に対し、予算の範囲内で障害者自動車運転免許取得費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等のため運転免許を取得しようとする者であること。

(3) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であること。

イ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号千葉県社会部長通知）第7条の規定により療育手帳の交付を受けた者であること。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の対象となる経費は、自動車教習所の入所料、教材費、適性検査

料、教習料、検定料、仮運転免許申請料その他運転免許の取得に直接要した必要な経費とする。

2 助成金の支給は、原則として助成金の交付対象者一人につき1回限りとする。

3 助成金の額は、第1項に規定する経費の額を合計した額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を限度とする。

（交付の申請）

第4条 規則第3条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、運転免許の取得前又は取得後6月以内に障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書（第1号様式）に当該交付申請者の身体障害者手帳又は療育手帳の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

（変更及び取下）

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第4条の申請書の内容を変更し、又は当該申請の取下げをするときは障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請変更（取下）届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

（交付の請求）

第7条 規則第15条の規定により助成金の交付を請求しようとする補助事業者は、障害者自動車運転免許取得費助成金請求書（第4号様式）に運転免許証の写し及び運転免許の取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書を添付して、市長に提出しなければならない。

（台帳）

第8条 市長は、補助事業者に係る障害者自動車運転免許取得費助成金補助事業者台帳（第5号様式）を整備するものとする。

（その他）

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の予算に係る助成金から適用する。

（平成19年度の特例）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）において、運転免許を取得後6月を経過した者のうち、平成19年4月1日から施行日から起算して6月を経過する日までの間に運転免許を取得したものは、第4条の規定にかかわらず、平成19年度の予算に係る助成金の交付の申請をすることができる。この場合において、同条の規定中「助成金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、運転免許の取得前又は取得後6月以内に」とあるのは、「平成19年4月1日からこの告示の施行の日から起算して6月を経過する日までの間に運転免許を取得した者のうち助成金の交付の申請をしようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、」と読み替えるものとする。

附 則（平成22年6月21日告示第36号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年7月4日告示第65号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

（匝瑳市障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱の一部改正に伴う経過措

置)

1 4 この告示の施行の際現に、第 1 1 条の規定による改正前の匝瑳市障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱（次項において「改正前の匝瑳市障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱」という。）第 2 条に規定する助成金の交付対象者（匝瑳市の外国人登録原票に登録されている者に限る。）又は第 4 条の規定により助成金の交付を申請している者（匝瑳市の外国人登録原票に登録されている者に限る。）で施行日において法附則第 4 条第 1 項の規定により住民票が作成されるものは、施行日において第 1 1 条の規定による改正後の匝瑳市障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱第 2 条に規定する助成金の交付対象者又は第 4 条の規定により助成金の交付を申請している者とみなす。

1 5 この告示の施行の際現に、改正前の匝瑳市障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱第 1 号様式及び第 3 号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 3 0 日告示第 7 5 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所
申請者 氏名
電話

障害者自動車運転免許取得費の助成を受けたいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

手 帳 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
障 害 名		等級又は障害の程度	
運 転 免 許 の 種 類		免 許 の 取 得 を 必 要 と す る 理 由	
事 業 開 始 (予 定) 年 月 日	年 月 日	事 業 完 了 (予 定) 年 月 日	年 月 日
教 習 所 (施 設 名)		運 転 免 許 取 得 費 概 算 額	

添付書類 申請者の身体障害者手帳又は療育手帳の写し

第2号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった障害者自動車運転免許取得費助成金については、下記のとおり決定(却下)をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により、通知します。

記

1 助成金を交付します。

交付決定額 金 円

2 申請を却下します。

理由

第3号様式(第6条関係)

障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請変更(取下)届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所
届出者 氏名
電話

年 月 日付で交付決定のあった障害者自動車運転免許取得費助成金に係る事業を下記のとおり変更(取下)したいので、匝瑳市障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱第6条の規定により届出します。

記

種 別 (どちらかに○)	変 更 ・ 取 下 げ		
変 更 事 項			
変 更 前		変 更 後	
理 由			

備考 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第4号様式(第7条関係)

障害者自動車運転免許取得費助成金請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 住所
氏名
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった助成金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

※この欄には、記入しないでください。		
対象経費項目	対象経費の額	交付決定額
	円	
	円	
	円	
合 計	円	金 円

金融機関名		本支店名	
口座の種類			
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 「運転免許証の写し」(表裏両面をコピーしたもの)と「運転免許の取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書」(内訳がわかるもの)を添付してください。
- 2 添付する領収書記載金額に対象経費(運転免許の取得に直接要した費用)以外が含まれる場合は、領収書記載金額中の、対象経費部分を明示した明細書を添付してください。
- 3 振込先の口座は、請求者本人名義の口座に限ります。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 6 条関係)

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 8 条関係)